

第 7 6 号議案参考資料

議 案 名

桶川市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

1 提案理由

基本構想を策定、変更又は廃止することを議会の議決すべき事件として定めたいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

基本構想の策定等に関し、次の事項について規定する。

(1) 基本構想の定義に関すること。 (第 2 条関係)

(2) 基本構想を策定、変更又は廃止する場合は、議会の議決を要すること。 (第 3 条関係)

3 施行期日

公布の日